

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

公職選挙法の一部を改正する法律案(西田実仁君外一名発議)(参第二一号)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、参議院議員は、十一ブロックの各選挙区において選挙することとし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、北海道選挙区十人、東北選挙区十八人、北関東選挙区二十六人、南関東選挙区三十人、東京都選挙区二十六人、北陸信越選挙区十四人、東海選挙区二十八人、近畿選挙区四十人、中国選挙区十四人、四国選挙区八人、九州選挙区二十八人とする。

二、参議院議員の選挙については、中央選挙管理会が管理する。

三、参議院議員の選挙に関する選挙運動の数量に係る制限等について所要の規定の整備を行う。

四、この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行し、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。